

妊孕性温存支援事業における助成対象治療の追加について

R4.10 保健福祉部健康増進課

1 概要

昨年7月から妊孕性温存療法への助成を実施しているところだが、今年3月、厚労省が要綱を改正し、4月1日より新たに温存後生殖補助医療への助成が追加された。

本県としても、AYA世代がん患者への支援の推進を図るべく、8月に対象治療の追加を行った。

2 要綱改正までの経緯

R4.3.11 第3回小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法に関する検討会議
議題（1）保存後生殖補助医療にかかる助成について

R4.3.23 健発0323第4号 小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業
実施要綱の一部改正について

R4.4.1 国改正要綱の適用

R4.8.22 県要綱の改正・適用（R4.4.1に遡及して適用）

3 助成制度について

	妊孕性温存療法（現在）	温存後生殖補助医療（追加）
対象治療及び 金額 (国 1/2 県 1/2)	受精卵凍結 35万円 未受精卵凍結 20万円 卵巣組織凍結 40万円 精子凍結 2.5万円 精巣内精子採取凍結 35万円	凍結胚（受精卵）の補助医療 10万円 凍結未受精卵の補助医療 10～25万円 凍結卵巣組織再移植後の補助医療 1～30万円 凍結精子の補助医療 1～30万円
助成対象につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県内に住所がある者 ・凍結保存時に43歳未満の者 ・がん等の治療により、生殖機能の低下や喪失する可能性がある と診断された者 ・県が指定する妊孕性温存療法実施 医療機関で治療を受けた者 	<ul style="list-style-type: none"> ◎夫婦のいずれかが以下を満たしていること (事実婚も対象) ・妊孕性温存治療助成制度の対象となる治療を 受けていること ・対象治療以外による妊娠が見込めないこと ・治療初日の妻年齢が43歳未満であること ・県が指定する保存後生殖補助医療の実施医療 機関で治療を受けた者
実施医療機関	中央クリニック（下野市） 自治医科大学附属病院（下野市） 那須赤十字病院（大田原市） ※他県指定の実施医療機関も実施医療機関として扱うことができる。	